

島根県立浜田高等学校人権・同和教育全体計画

I 目標

(1) 学校教育目標

高い理想と誠実な努力 1. 高い知性 2. 豊かな人間性 3. 逞しい心と体

(2) めざす学校像

1. 生徒が明るく生き生きと活動する学校
2. 教職員が組織として活動する学校
3. 保護者・地域の期待に応える学校

(3) めざす生徒像

1. 人権尊重の立場に立ち、自他の人格を尊重できる生徒
2. 確かな学力、豊かな心情、心身の健康など「生きる力」を有する生徒
3. 高い志を持ち、不断の努力ができる生徒
4. 国際社会・地域社会において貢献したいとの気概を有する生徒

(4) めざす教職員像

1. 知徳体のバランスのとれた生徒を育てることができる教職員
2. 生徒一人一人のニーズに合った支援ができる教職員
3. モラルを高め、人権感覚を磨く教職員
4. 研修に励み、資質の向上に努める教職員

(5) 人権・同和教育に関する学校目標

人間の尊厳を自覚し、「差別をしない・させない・許さない力」をつけるための知識・態度・技能を育てる。

(6) 人権・同和教育に関する基本方針

日本国憲法・教育基本法をはじめ、すべての教育関係法令および島根県『同和教育指導資料（第19集）』『人権教育指導資料』等にもとづき、以下4つの視点からすべての教育活動において推進する。

①人権のための教育（education for human rights）

教職員自身が差別を許さず、人権を尊重する態度を貫くために、日々の教育実践を人権の視点から検証しながら主体的に学ぶ姿勢を確立する。

②人権としての教育（education as human rights）

教育を受ける権利と進路（自己実現）の保障をはかるために、生徒個々の実態把握に努めるとともに、確かな学力と豊かな人間性を育てる。

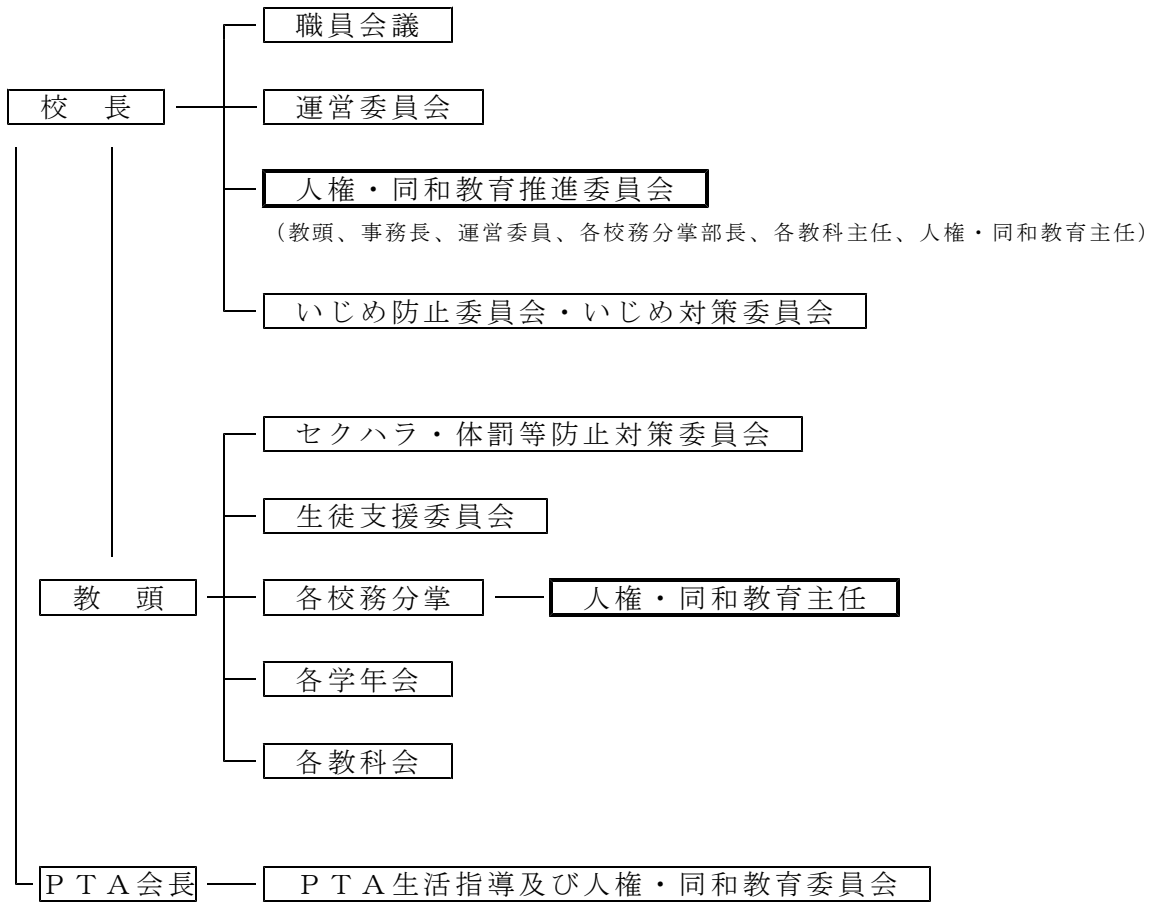
③人権を通じての教育（education in or through human rights）

人権・同和教育をすべての教育活動の基底に位置づけ、生徒・教職員・保護者・地域が一体となって、差別やいじめを許さない民主的集団を育てる。

④人権についての教育（education on or about human rights）

同和問題をはじめ人権問題の解決のための実践力と自己課題化をめざして、人権学習の充実をはかる。その際、差別の現実から学ぶ姿勢を貫き、地域や本校の実態を十分に踏まえる。

II 推進体制



Ⅲ 人権・同和教育に係る年間計画

月 日	対象者	内 容
4月17日（金）	推進委員	第1回推進委員会（全体計画・年間指導計画審議）
6月10日（水）	教職員	第1回校内研修会
6月24日（水）	生徒・教職員	1年第1回人権・同和教育LHR
7月2日（木）	新任者・希望者	校外研修（講話・現地研修）
7月8日（水）	生徒・教職員	3年第1回人権・同和教育LHR
7月21日（火）	生徒・保護者・教職員	PST人権通信発行
10月19日（月）	教職員	第2回教職員研修（特別支援教育と合同開催）
10月21日（水）	生徒・教職員	1年第2回人権・同和教育LHR 2年第1回人権・同和教育LHR
10月28日（水）	生徒・教職員	3年第2回人権・同和教育LHR
11月11日（水）	生徒・保護者・教職員	浜高人権講演会2015 ※講師未定
12月21日（月）	生徒・保護者・教職員	PST人権通信発行
2月10日（水）	生徒・教職員	2年第2回人権・同和教育LHR
時期未定	生徒・教職員	3年学年会主催 同和教育に係る講演（講師未定）
3月4日（金）	推進委員	第2回推進委員会（年度末評価・反省など）
3月22日（火）	生徒・保護者・教職員	PST人権通信発行

- ・PTA生活指導及び人権・同和教育委員会
- ・各種校外研修参加（随時）

（1）校内研修会について

①全体研修会（年2回）（全教職員参加）

- ・6月10日（金）…セクハラ防止対策（教頭）、主任研修等の伝達講習
- ・10月19日（木）…生徒の進路保障について（特別支援教育と合同開催）

②人権・同和教育LHR学習会（年2回、各学年会）

- ・各LHRの事前学習会と授業後振り返り

（2）人権・同和教育LHRについて（各学年とも年間2回実施）

- ・各学年の担当で指導案を準備し、学年の事前学習会で検討→実施→振り返り